

平成24年度 第3回美幌町行政改革推進委員会会議録要旨

開催日時 平成24年12月18日 18時30分～20時30分
開催場所 美幌町議会 第1・第2議員控室
出席者 森暉夫会長 池功司委員 大津和博委員 小川孝男委員 加藤千鶴子委員
志布純子委員 白石さよ委員 久山邦徳委員 福田哲司委員
欠席者 倉知輝信委員
事務局 平井総務部長 武田政策主幹 後藤事務局 大内
傍聴者数 2名
議題 (1) 美幌町行政改革実施計画(第5次)の策定に向けて
(2) 住民満足度調査について
(3) その他

会 長 本日は雪で悪天候の中お集まりいただきありがとうございます。

前回は時間が少し足りなかったので、追加でご意見があればいただきたいのと、前回行政に質問がありましたので、まずはその回答をいただきたいと思います。

委員から質問のありましたパークゴルフ場の手数料についてご説明いただきます。

●報告1 パークゴルフ場の料金設定について

事務局 平成20年2月と21年1月にパークゴルフ協会と車座トークなど打ち合わせをしており無料化について要望がありました。それらを基に政策的判断として75歳以上無料としています。

議会には1日券を200円と提案しましたが、100円として修正、可決されています。今後につきましては、教育委員会とも協議いたしましたが利用者にアンケート実施するなど、見直しについて検討していくと確認をしています。

委 員 了解いたしました。

会 長 では、次に委員よりありました行政評価について説明願います。

●報告2 行政評価制度について

事務局 書類番号1になります。試行段階ですが提出のありました基本事業の2点をお示ししています。〈書類番号1に基づき説明〉

委 員 戸籍・住民基本台帳事務ですが、誤交付件数が0件ですとか、戸籍の正確受理率が100%というのは素晴らしいと思いますし、商店街活性化事業についてもスマッピーカードについても、ますますの活用を期待いたします。

委 員 私の認識不足で申し訳ありませんが、スマッピーカードは行政も負担しているということですね。

委員 スマッピーカードはお金を入れることができますし、ポイントを加点することもできます。促進イベント等で1万円をチャージすると3千円(行政負担)が加算されるなどがあります。

委員 スマッピーカードは何枚くらい発行されていますか。

委員 1万枚強です。

委員 美幌町の戸数以上ですね。相当数使用されているのか、使用されていない部分もあるのですか。

委員 使用されていない部分もあろうと思いますが年末に数字的には出てきます。発行目標は1人1枚で進めています。

委員 商店街はいくつあるのでしょうか。

委員 北1丁目商店街、いきいき商店街、中央商店街、ゆうゆう商店街の4つが組織としてあります。スマッピーカードは4つの商店街だけではなく、町全体で登録している商店が使用できますが、商店により温度差があるのが実情ですので、これからその部分についても協議・検討していこうと考えています。

委員 商店側に負担はあるのでしょうか。

委員 売り上げの2%が商店の負担になります。

会長 事務事業の中身の話になり、少しそれてしまいましたが、行政評価制度としてはこのような仕組みになっています。

事務局 今回お示ししたのが事中評価です。これを基に年度終了後概ね6月に事後評価を実施いたします。

会長 よろしいでしょうか。

次に、収納率についてご説明いただきます。

●報告3 美幌町収納状況について

事務局 〈資料1、資料2に基づき説明〉

資料1は美幌町の過去3年の収納率。資料2は管内の状況です。人口規模が大きくなるにつれ、収納率は低い傾向にあります。滞納繰越分について中々解消できない状況にありあますので、前回ご説明いたしました債権管理条例などの検討をしていきます。

会長 質問等ありませんか。

なし

●議題1 美幌町行政改革実施計画（第5次）の策定に向けて

会長 協働によるまちづくりですが、前回委員の発言で自治会がなければまちづくりはできない。とありましたが、美幌町まちづくり活動奨励事業補助金制度がありますので、説明をいただ

きます。

事務局 〈資料3を基に説明〉

第4条で対象を規定しています。地域コミュニティ事業に自治会などが該当してきます。第7条で補助率ですとか、上限額を規定しています。町民主体のまちづくりを進めることに對し町として支援していきたいと考えています。この制度についても、使用しやすいように改善もしていきたいと考えています。ある市では1年目が10分の10で2年目が2分の1にするなど、導入しやすい制度としています。広く町民が活用できる制度としたいのでご意見をいただきたい。

委 員 補助金の枠はあるのでしょうか。

事務局 もちろん当初予算はありますが、場合によっては補正での対応も可能です。原資はふるさと納税、寄附金を活用し今は基金に積み立てしていますので、有効に活用したいと考えています。

事務局 もともとはふるさと創生事業の1億円を基に始めました。美幌の使い方としては、人づくりをメインにし視察研修ですとかを進めていましたが、資金不足というのもありまして近年は使用されていませんでしたが、ふるさと納税も始まりましたので、有効に使って町民の自発的な活動がまちづくりにつながるよう進めて行きたいと考えています。

会 長 どのようにPRしているのですか。要綱だけではわかりにくいので、使用例も含めてPRしていただきたい。

事務局 今年はまち育新聞ですとかホームページでPRしているのですが、25年度に向けて制度の見直しをして広く周知していきたいと考えています。

会 長 どの範囲の費用が対象になるのかも合わせて周知いただきたい。

事務局 合わせて周知いたします。

委 員 立上げの段階での2分の1負担は難しいと思いますが、10分の10にした場合の上限額をいくらにするか等検討すべきだと思います。

委 員 10分の10でも良いと思います。決算がしっかりしていれば問題がないと思いますし、万が一見合わない支出があった場合には返還していただくなどの規定があれば良いと思います。

事務局 町の活性化には指導者の育成も不可欠であると考え、人材育成についての補助などについても考えていきたいと思っています。

委 員 それは別問題であり、個人が資格を取得するのは個人のスキルアップでそれをボランティアに生かしたいというものであり、別な部分でもありましたが、資格を補助でとった後に一身上の都合で町を離れ辞めるなどの場合がある。私は資格が必要であれば、資格を持った人がボランティアで協力するということで良いのではと考えます。

委 員 個人のスキルアップのことを考えるときりがなくなるのではないのでしょうか。

委 員 ボランティアでも、いざという時に資格があるのとないのとでは周囲の見方が変わってしまいます。

会 長 社会福祉協議会でも２級ヘルパーの養成に補助をするかと議論もしたが高額になりますし、その額を補助した後に町内の施設に勤務していただければ良いが、高い給料の他市町に勤務される場合もあり非常に悩ましい部分であります。ボランティアも同様だと思います。収入を得るためではないですが、資格を取得した後に町外へ行かなければならないなどどのようにするのかを検討していただきたいと思います。

事務局 その辺も含めて調査検討していきます。

会 長 方針が決まりましたら報告願います。

会 長 では、前回意見をいただきましたが時間が無くなり切り上げた部分がありますので、ご意見があればいただきます。

委 員 職員数の定員ですが、北見に次いで少ないと思いますが平成１４年３１９人、平成２０年２７６人、平成２３年２６６人と抑制されていますが、先の広報で２７５人と９人増員になっていますが、その理由はどうでしょうか。

事務局 背景には医師看護師の充実があります。患者１０人に対し１人という理想とされる体制をとっていますので、現場職については減れば良いというものではございませんので、事務職についてはほぼ横ばいです。

委 員 ２７５名の職員のうち戦力外もいるのではと。長期休暇、病欠が皆無なのでしょうか。人数的なものをお知らせいただきたい。

事務局 病気に関しては皆無ではありません。必ずと言っていいほど発生しているのは事実です。どの自治体でもあり、規模が大きくなるにつれて人数も増えているのが現状です。

委 員 民間の場合、ある程度で一身上の都合でとなろうと思います。その部分をどうこうですか、その給与についても言うつもりはありませんが、数字として把握すべきと考えています。

事務局 地方公務員法があり民間とは制度が違いますが、退職された者もいますし、降格した者もいますが、これからは人事評価制度を導入し、メリハリをつけていかなければと検討しています。

委 員 職員が抑制されてもサービスが低下しないよう、あるいは、人員の抑制に伴って行政が行っていた部分が今後は住民で対処していただくなどの事前の周知等をお願いしたいと思います。

会 長 グループ制は何年くらい経過していますか。

事務局 平成１８年に導入し早くは都道府県が導入しています。グループをメインとし、縦割りの課係制から横断的なグループという単位としています。時期的に忙しい場合など集中的な配置が可能になっています。

会 長 その他ご意見等ございませんか。

会 長 無いようですので次の議題に入りたいと思います。事務局説明願います。

●議題2 住民満足度調査について

事務局 <書類番号2及び書類番号3に基づき説明>

アンケート結果が全てではありませんが、方向性、満足度を知るうえで実施していきたいと考えています。

会 長 満足度調査についてご意見等がありますか。

委 員 書類番号2に相対分布図の●や■の違いは。

事務局 あくまでも例示のため本町の総合計画との整合性はないですが、施策の分野分けとしています。★はライフラインになります。

委 員 アンケートの記載についても個人差があると思いますし、2000通のうち、どの程度の回答を見込んでいるのか。また、アンケートが何番にマルの場合は何番など、順番が飛ぶような作りは、非常に回答しにくくなるので避けていただきたい。

事務局 概ね2分の1の回答を見込み、アンケートは簡易なものを考えています。質問項目、分野についても大きすぎず、小さすぎず研究し決めていきたいと考えています。

また、2週間から3週間の回答期限としますが、先進地の手法として回答期限の1週間前などにハガキを送ることにより回答率が伸びているケースがありますので、検討したいと考えています。

委 員 無作為でやるとはと思いますが、年齢の上限下限は決めているのですか。

事務局 ある程度の年代別で実施する方法もあると思います。

会 長 年代、男女別でも回答率に差がでできます。

委 員 年齢、性別で区分してしまうと無差別にならないので、民意が反映されないことになってしまいますので、全てが男になる恐れがありますが、無作為で実施すべきと考えます。

委 員 世代別で実施した方がその年代に何が必要かの確になろうかと思います。全てを無作為にってしまうと、全体的に的を得ないボケた結果になってしまう気がする。

事務局 手法としては、年代別に個別に実施することも可能かと思います。

委 員 人口比率などを用いて年代別に実施した方が良いのではないかと。

会 長 単純な無作為ではなくて。男女別も。仕分けはできるのですか。

委 員 男性、女性によって考え方が違うこともあるので、ある程度男女別の方が良いと思う。

事務局 機械的に仕分けすることは可能ですので、いろいろな分野に活用できるよう考えていき

たいと思います。

委 員 毎年実施してみては。

事務局 総合計画が2015年までで、2016年からの新たな計画を策定することもありますので、2013、14、15年の3年は実施したいと考えています。

委 員 町民のニーズを的確に把握できるような内容としていただきたい。

委 員 費用はいくら位かかるのでしょうか。

事務局 概算ですが郵便料で20万円程度と見込んでいます。それ以外の人件費などはかかってきます。

委 員 複数年実施するのであれば、1年目、2年目とある程度聞きたい範囲が決まってきた場合にはそこをターゲットに実施してみては。

会 長 皆さんの意見をまとめると単純な無作為ではなく、ある程度年代別での抽出とした方が良いでしょう。

委 員 びほ一でアンケート記載するにも記載板などがあると便利だと思います。

事務局 1周年記念事業アンケートの個別意見に対しても可能な限り回答をしていきたいと考えています。

会 長 本日配布した資料4について事務局から説明願います。

●議題3 その他（行政サービス制限の検討について）

事務局 <資料4に基づき説明>

来年度サービス制限について条例化を検討しています。庁内の検討委員会と外部の委員会で検討したいと考えており、新たな外部の附属機関を設置するのではなく、この行政改革推進委員会で協議、検討いただけないかと考えています。

会 長 非常に重要な、人権に係る問題でもあります。皆様のご意見を伺いたい。

事務局 我々職員も理解していない部分が多いですので、弁護士に依頼し勉強会を開催してからの運びとなります。庁内検討委員会で検討し素案を作成し、その部分に対してのご意見をいただきたいと考えています。

会 長 我々も勉強会に参加できるのでしょうか。

事務局 一緒に参加いただくことは可能です。

委 員 悪質滞納者が対象であって、生活困窮者は別の考え方という認識で良いですか。

事務局 約束を守らないですとか、面談が拒否される場合などが対象になります。

事務局 対象者の定義も決めていくことになります。

委 員 庁内の検討委員会で素案を作り、当委員会に委ねるという考え方でしょうか。

事務局 考え方に対してのご意見をいただきたく、最終決定するのは町です。

委 員 情報共有については、現在どのような扱いになっているのですか。共有できているのですか。

事務局 個人情報保護条例があり、他部局では閲覧できない状況になっています。

事務局 現在は収納向上委員会で情報を共有していますが、日常的に閲覧はできませんので、そこを共有するかとの話になります。

事務局 あるところでは、収納を全で一課にまとめているところもありますが、本町は考えていない状況です。

事務局 法的な問題もあり安易に共有できない部分があり、弁護士を入れて手法を模索していきたいと考えています。

委 員 非常にデリケートな問題であり、私は遠慮したいとの意志をはっきり示したい。

行政サービスに直結するので、これから高齢化が進む中で非常に難しいことと考えます。抑止力として使用するのではなく、執行するのであれば。

事務局 想定としては本当の悪質滞納者であり、一部分が対象になります。

委 員 その一部分に対し条例化するのは。

事務局 督促を送りますし、面談も実施し段階を経たうえでそれでもなお納付の意志、姿勢がなく町側が脅される場合もあり、そういうケースを対象としたいと想定しています。

高齢者が生活に困って等はもちろん対象外です。

会 長 導入している市町村はあるのですか。

事務局 もちろんあります。中でも北海道が多いですので、それだけの事案があるのだと思います。

委 員 資料１の収納実績にある滞納者数の見方は。

事務局 税の滞納者の実人員ですので、２３年度現在で８３９人の滞納者が１億３千万円の未納額があります。（単純計算で１人あたり１５５千円）

委 員 こちらを見ますといままでの取り組み、対策の結果、年々滞納者数は減っていますので、ゼロにはならないとは思いますが、制限対策を打ち出すことにより効果的だと思います。

会 長 我々が、個別事案の可否に対し諮問されるのではないですよ。

事務局 もちろん違います。条例の策定に対してのご意見をいただくので、条例の必要性ですとか、内容ですとかを検討いただきたい。

会 長 条例ということは議会の意見も反映されますね。

事務局 もちろん議会に諮りますし、町民対象のパブリックコメントも行います。

委 員 ですが、当委員会として諮問した結果、可としたということになりますね。

事務局 あくまでも意見を取り入れたということであり、上程するのは町長です。

委 員 町も庁内だけで決めることはできず、どこかで審議し町民の意見を取り入れなければならない。

委 員 ですので、当委員会以外の附属機関で実施していただきたい。

事務局 方法として新たに附属機関を設けることもできますが、収入の確保という部分は行革の大きな一部でもありますし、当委員会で検討しご意見をいただいていることもありますので、この機関にお願いしたいと考えています。

委 員 一度で結論を出すことはできないので、資料等が提供されてから意見を述べてはいかがでしょうか。

事務局 別な組織を設けても良いのですが、条例を検討する組織になるので、条例を策定した場合はそれで終わりの組織ですので、当委員会のように継続するのであれば委員会を立ち上げますが。

会 長 一つの方法として、弁護士意見を聞いたうえで、勉強会に参加したうえで判断してみてもいかがでしょうか。

委 員 非常に悪質者ということであり、我々が検討したことにより危害が及ぶ恐れもありますね。

委 員 条例の検討をただで、個別滞納者の議論をするわけではありませんので。

委 員 ただ、そういうものを諮問され、条例になるまでに可としたということですから。

委 員 検討委員会で検討したことに対し意見を述べ合うだけですから。

委 員 個人としては参加したくないと考えます。行政改革の一環ではありますが、あくまでの収納対策の一つの手法ですから当委員会とは性質が違うのではないかと考えます。

会 長 我々の意見としては、やはり収納率の向上がありますし、行政側はその手法としてサービス制限を検討していますので、それに対して我々がそこまでする、しないの意見を言えば良いのではないかと。

一度弁護士を含めて勉強をした中で検討していければと思いますが。

委 員 厳罰化が収納率の向上につながるのかとの思いがありますが、一方では公平性の問題もありますので。

委 員 前回の委員会で公平性の問題も含めて意見が出され、この委員会に入っていることは全てを改革する思いであり、その一部のこの問題だけは言えないというのはこの思いがあります。皆さんがどうしたら公平に納税するかを検討していきたいと思います。

会 長 弁護士を招いて勉強する際に、我々も入ってはいかがか。

委 員 我々がその勉強会に入るべきではないと考えます。あくまでも行政が学んでいただき、素案を作成しそれに対して意見を言えばと思いますが。

事務局 弁護士を招き、法的に深い部分の話もありますが、条例を制定するにあたり、基礎知識的な研修会を開催する方法もありますので、その研修会に任意でも構いませんので参加いただければと。法的な深い部分は行政側で学び法的根拠も含めて素案等をお示しいたしますので、ご意見をいただければと思います。

事務局 既に導入している市では、高齢者の緊急通報装置も制限サービスとしているが、例えば行政が決めたその案に対して、皆様がどのように考えるかのご意見をいただければと。

委 員 いつ頃を目途にしているのか。

事務局 担当では12月議会を考えています。

会 長 来年の12月であれば時間も十分にありますので、皆さんで勉強をしてご意見をいただくことといたします。